

●香川県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年12月9日から平成27年1月6日まで一般の縦覧に供する。

平成26年12月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市鬼無町藤井585番1地 先から	前	11.5～15.0	193	平成24年香川県告示第 66号で変更した区域 交通安全施設事業によ る交差点改良
高松市鬼無町藤井624番1地 先まで	後	13.1～16.4	193	

- 4 供用開始の期日 平成26年12月9日